

廃リ第463-1号  
令和6年4月15日

公益社団法人群馬県医師会長 様

群馬県環境森林部  
廃棄物・リサイクル課長 松本 潔志



## 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和5年度実績）の提出について（通知）

日頃、本県の廃棄物行政に御理解、御協力いただき感謝申し上げます。  
標記につきまして、以下を御了知いただき、貴会会員への周知に御配慮くださるよう、お願い申し上げます。

### 1 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和5年度実績）の提出について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項により、前年度の1年間に産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）を交付した事業者は、事業場ごとに、毎年6月30日までにその交付状況に関する報告書を都道府県知事に提出することとされています。

#### （1）報告内容

令和5年4月1日～令和6年3月31日の1年間におけるマニフェスト伝票の交付状況  
※ 排出量の多少にかかわらず、産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）を交付した場合には報告が必要です。

#### （2）産業廃棄物管理票交付等状況報告書の様式について

同報告書の様式については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則様式第三号により御提出をお願いしております。

〈産業廃棄物管理票交付等状況報告書の様式のダウンロード方法〉

HP『群馬県産業廃棄物情報』

(<https://www.pref.gunma.jp/site/sanpai/131413.html>) からダウンロードできます。  
記載例等についても御案内しております。

#### （3）提出期限

令和6年7月1日（月）※6月30日が日曜日のため

#### （4）提出先

##### ○ 紙による報告の場合

事業場の所在地を管轄する環境（森林）事務所

##### ○ 電子データによる報告の場合（前橋市及び高崎市内の事業場を除く）

令和2年4月1日から、報告書はぐんま電子申請受付システムを利用して提出することができます。詳しくは、HP『群馬県産業廃棄物情報』(<https://www.pref.gunma.jp/site/sanpai/131413.html>) を御確認ください。

### 【該当ページの場所】

- HP『群馬県産業廃棄物情報』 (<https://www.pref.gunma.jp/site/sanpai/>)
- 「(12) 各種報告書について」
  - 「法令及び県規則等に基づく各種報告書」
  - 「産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について」
  - 「1 産業廃棄物管理票に関する報告制度について」
- ページ中段 「(3) 提出場所 ○電子データによる報告の場合」

### (6) 提出部数

1部(書面による提出で控えが必要な場合は、1部加えていただき、切手を貼った返信用封筒も添えてください。)

## 2 電子マニフェストの普及促進について

産業廃棄物管理票の代わりに電子情報処理組織を利用した登録及び報告を行った場合(電子マニフェストの場合)は、当該報告書の提出は不要となります。

電子マニフェストには、排出事業者や産業廃棄物処理業者にとっての情報管理の合理化に加えて、廃棄物処理システムの透明化を図る狙いがありますので、普及促進への御協力のほどお願いいたします。

〈電子マニフェストの利用方法〉

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターのホームページを御確認ください。  
(<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>)

事務担当：産業廃棄物係  
TEL：027-226-2861, 2862, 2863

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（ 年度）

令和 年 月 日

群馬県知事 殿

報告者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称								業 種		
事業場の所在地		電話番号								
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者の 許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運 搬 先 の 住 所	処分受託者の 許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所	
1										
2										
3										
4										

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 ( 年度)

/ ページ

番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者 の許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者 の許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (令和●●年度)

●●年6月1日

群馬県知事 殿

・事業所ごとに作成  
 ・産業廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに記入  
 ・前橋市及び高崎市を除く群馬県内で発生した分の産業廃棄物管理票について記入

・管理票を交付した年度(報告の前年度)を記入

・報告日を記入

報告者

住所 群馬県前橋市××1-2-3

氏名 △△株式会社 代表取締役 群馬 太郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 027-0000-XXXX

・代表者印は不要

・トン(t)に換算して記入

・日本標準産業分類の中分類を記入

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和●●年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	△△株式会社伊勢崎工場					業種	食料品製造業		
事業場の所在地	群馬県伊勢崎市□□町3-2-1					電話番号	0270-0000-XXXX		
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃プラスチック類	10.2	12	01000123456	(株)□□運輸	群馬県○○市△△町□□1-2	01020111111	○○産業(株)	
2	廃プラスチック類	5	10	01000123456	(株)□□運輸	群馬県××市△△3-4	01020222222	(株)××組	・運搬先と同じ場合は、記入不要(通常は記入不要)
3	廃油	10	10	01000333333	△△運送(株)	埼玉県○○市△△町××123	01120999999	(株)△△資源	
4	廃油	10.123	5	01000444444	○×商事(株)	埼玉県○○市△△町××123	01120999999	(株)△△資源	

備考

- この報告書は、産業廃棄物管理票について、又は住所が一定しない事業場を1事業場としてまとめた上で提出する。
- 同一の事業場内において、排出量、種類、又は住所が一定しない事業場を1事業場としてまとめた上で提出する。
- 産業廃棄物の種類ごとに記入
- 業種に
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合

・「廃棄物種類表」を参照して、産業廃棄物の種類ごとに記入

・同じ産業廃棄物の種類、運搬業者であっても、運搬先(処分委託先)ごとに記入

・同じ産業廃棄物の種類、処分業者であっても、運搬業者ごとに記入

・前橋市及び高崎市を除く群馬県内に、設置が短期間であったり、住所地が一定しない事業場(工事現場など)が複数ある場合には、これらの事業所を1つの事業所としてまとめた上で作成

## 産業廃棄物管理票交付等状況報告書記入上の注意事項

1. 事業所（医療機関）ごとに、別業で報告してください。
2. 報告者の住所（所在地）、氏名（名称）は、正確に記入してください。なお、代表者印は不要です。
3. 業種については、報告者の業種を別添の「業種（日本標準産業分類）」の中分類から選択し、記入してください。
4. 積替え保管がある場合には、①排出場所から最初の運搬先、②最初の運搬先から次の運搬先の2行に分けて記載してください。
5. 産業廃棄物の種類は、別添の「(特別管理)産業廃棄物種類表」から選択し、記入してください。
6. 排出量は、別添の「換算係数表」を参考に、必ずトン（t）に換算した数値を記入してください。
7. 運搬受託者及び運搬先の住所は、都道府県名・市町村名を記入してください。
8. 産業廃棄物の種類ごと、運搬先ごと、処分受託者ごとに記入してください。
9. 処分場所の住所は、運搬先住所と同じ場合には記入不要です。
10. 運搬先の住所は、運搬先業者の主たる事務所（本社）所在地ではなく、運搬先業者から運搬を指示された場所（廃棄物をおろした場所）の所在地を記入してください。
11. 様式は群馬県産業廃棄物情報 (<https://www.pref.gunma.jp/site/sanpai/>)からダウンロードできます。その他「報告書の記載例」及び「報告書に関するQ&A」も掲載されていますので、参考にしてください。
12. 電子マニフェストを利用している場合は、情報処理センターが集計して報告を行うため、排出事業者が報告する必要はありません。
13. 不明な点等は、管轄の環境（森林）事務所または廃棄物・リサイクル課にお問い合わせください。

## (特別管理)産業廃棄物種類表

### ○産業廃棄物の種類

No.	種類
01	燃え殻
02	汚泥
03	廃油
04	廃酸
05	廃アルカリ
06	廃プラスチック類
07	紙くず
08	木くず
09	繊維くず
10	動植物性残さ
11	動物系固形不要物
12	ゴムくず
13	金属くず
14	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
15	鉱さい
16	がれき類
17	動物の糞尿
18	動物の死体
19	ばいじん
20	13号廃棄物
21	廃プラスチック類(石綿含有)
22	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有)
23	がれき類(石綿含有)
24	汚泥(水銀使用)
25	廃油(水銀使用)
26	廃酸(水銀使用)
27	廃アルカリ(水銀使用)
28	廃プラスチック類(水銀使用)
29	金属くず(水銀使用)
30	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用)
31	燃え殻(水銀含有)
32	汚泥(水銀含有)
33	廃酸(水銀含有)
34	廃アルカリ(水銀含有)
35	鉱さい(水銀含有)
36	ばいじん(水銀含有)

※石綿含有: 石綿含有産業廃棄物を含む、水銀使用: 水銀使用製品産業廃棄物を含む、水銀含有: 水銀含有ばいじん等を含む。

### ○特別管理産業廃棄物の種類

No.	種類
01	廃油・揮発油等
02	廃酸・腐食性
03	廃アルカリ・腐食性
04	感染性産業廃棄物
05	廃PCB等
06	PCB汚染物
07	特定有害産業廃棄物 PCB処理物
08	廃水銀等
09	指定下水汚泥
10	廃石綿等
11	燃え殻
12	汚泥
13	廃油
14	廃酸
15	廃アルカリ
16	鉱さい
17	ばいじん
18	13号廃棄物

### 換算係数表

産業廃棄物の種類（特別管理産業廃棄物も含む）	換算係数
燃え殻	1. 14
汚泥	1. 10
廃油	0. 90
廃酸	1. 25
廃アルカリ	1. 13
廃プラスチック類	0. 35
紙くず	0. 30
木くず	0. 55
繊維くず	0. 12
食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物（動植物性残さ）	1. 00
とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物（動物系固形不要物）	1. 00
ゴムくず	0. 52
金属くず	1. 13
ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず	1. 00
鉱さい	1. 93
工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（がれき類）	1. 48
動物のふん尿	1. 00
動物の死体	1. 00
ばいじん	1. 26
産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの（13号廃棄物、熔融スラグ）	1. 00
感染性廃棄物	0. 30
廃石綿等	0. 30
廃水銀等（処分するために処理したものを含む）	13. 57

注1 上記の換算係数は1立方メートル当たりのトン数（t/立方メートル）

- 2 特別管理産業廃棄物のうち、感染性廃棄物、廃石綿等及び廃水銀等以外については、それぞれに該当する種類の換算係数に準拠すること。
- 3 複数種類を同時に処理する場合、それぞれの種類を単独で処理したものとして計算すること。併せてそれぞれの種類を同体積ずつ均一に混ぜ合わせたものを処理したものとして計算すること。



## 業種(日本標準産業分類)

No.	大分類	中分類
A01	農業, 林業	農業
A02	農業, 林業	林業
B03	漁業	漁業(水産養殖業を除く)
B04	漁業	水産養殖業
C05	鉱業, 採石業, 砂利採取業	鉱業, 採石業, 砂利採取業
D06	建設業	総合工事業
D07	建設業	職別工事業(設備工事業を除く)
D08	建設業	設備工事業
E09	製造業	食料品製造業
E10	製造業	飲料・たばこ・飼料製造業
E11	製造業	繊維工業
E12	製造業	木材・木製品製造業(家具を除く)
E13	製造業	家具・装備品製造業
E14	製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業
E15	製造業	印刷・同関連業
E16	製造業	化学工業
E17	製造業	石油製品・石炭製品製造業
E18	製造業	プラスチック製品製造業(別掲を除く)
E19	製造業	ゴム製品製造業
E20	製造業	なめし革・同製品・毛皮製造業
E21	製造業	窯業・土石製品製造業
E22	製造業	鉄鋼業
E23	製造業	非鉄金属製造業
E24	製造業	金属製品製造業
E25	製造業	はん用機械器具製造業
E26	製造業	生産用機械器具製造業
E27	製造業	業務用機械器具製造業
E28	製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業
E29	製造業	電気機械器具製造業
E30	製造業	情報通信機械器具製造業
E31	製造業	輸送用機械器具製造業
E32	製造業	その他の製造業
F33	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業
F34	電気・ガス・熱供給・水道業	ガス業
F35	電気・ガス・熱供給・水道業	熱供給業
F36	電気・ガス・熱供給・水道業	水道業
G37	情報通信業	通信業
G38	情報通信業	放送業
G39	情報通信業	情報サービス業
G40	情報通信業	インターネット附随サービス業
G41	情報通信業	映像・音声・文字情報制作業
H42	運輸業, 郵便業	鉄道業
H43	運輸業, 郵便業	道路旅客運送業
H44	運輸業, 郵便業	道路貨物運送業
H45	運輸業, 郵便業	水運業
H46	運輸業, 郵便業	航空運輸業
H47	運輸業, 郵便業	倉庫業
H48	運輸業, 郵便業	運輸に附帯するサービス業
H49	運輸業, 郵便業	郵便業(信書便事業を含む)
I50	卸売業, 小売業	各種商品卸売業
I51	卸売業, 小売業	繊維・衣服等卸売業
I52	卸売業, 小売業	飲食料品卸売業
I53	卸売業, 小売業	建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業
I54	卸売業, 小売業	機械器具卸売業
I55	卸売業, 小売業	その他の卸売業

No.	大分類	中分類
I56	卸売業, 小売業	各種商品小売業
I57	卸売業, 小売業	織物・衣服・身の回り品小売業
I58	卸売業, 小売業	飲食料品小売業
I59	卸売業, 小売業	機械器具小売業
I60	卸売業, 小売業	その他の小売業
I61	卸売業, 小売業	無店舗小売業
J62	金融業, 保険業	銀行業
J63	金融業, 保険業	協同組織金融業
J64	金融業, 保険業	貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関
J65	金融業, 保険業	金融商品取引業, 商品先物取引業
J66	金融業, 保険業	補助的金融業等
J67	金融業, 保険業	保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)
K68	不動産業, 物品賃貸業	不動産取引業
K69	不動産業, 物品賃貸業	不動産賃貸業・管理業
K70	不動産業, 物品賃貸業	物品賃貸業
L71	学術研究, 専門・技術サービス業	学術・開発研究機関
L72	学術研究, 専門・技術サービス業	専門サービス業(他に分類されないもの)
L73	学術研究, 専門・技術サービス業	広告業
L74	学術研究, 専門・技術サービス業	技術サービス業(他に分類されないもの)
M75	宿泊業, 飲食サービス業	宿泊業
M76	宿泊業, 飲食サービス業	飲食店
M77	宿泊業, 飲食サービス業	持ち帰り・配達飲食サービス業
N78	生活関連サービス業, 娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業
N79	生活関連サービス業, 娯楽業	その他の生活関連サービス業
N80	生活関連サービス業, 娯楽業	娯楽業
O81	教育, 学習支援業	学校教育
O82	教育, 学習支援業	その他の教育, 学習支援業
P83	医療, 福祉	医療業
P84	医療, 福祉	保健衛生
P85	医療, 福祉	社会保険・社会福祉・介護事業
Q86	複合サービス事業	郵便局
Q87	複合サービス事業	協同組合(他に分類されないもの)
R88	サービス業(他に分類されないもの)	廃棄物処理業
R89	サービス業(他に分類されないもの)	自動車整備業
R90	サービス業(他に分類されないもの)	機械等修理業(別掲を除く)
R91	サービス業(他に分類されないもの)	職業紹介・労働者派遣業
R92	サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業
R93	サービス業(他に分類されないもの)	政治・経済・文化団体
R94	サービス業(他に分類されないもの)	宗教
R95	サービス業(他に分類されないもの)	その他のサービス業
R96	サービス業(他に分類されないもの)	外国公務
S97	公務(他に分類されるものを除く)	国家公務
S98	公務(他に分類されるものを除く)	地方公務
T99	分類不能の産業	分類不能の産業